

連合千葉発17-0316号

2022年7月25日

千葉労働局  
局長 江原 由明 様

日本労働組合総連合会  
千葉県連合会  
会長

## 2022年度最低賃金及び特定（産業別）最低賃金に関する要請書

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあるなかにおいても中央の審議会より示された目安額どおり千葉県では28円の有額での結審となりましたが、依然として最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。千葉県の地域別最低賃金はAランクに位置していますが、最高額である東京都と最低額の千葉県では、時給にして88円もの差が生じています。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、88円という額差が改善しなければ、地方部から都市部への労働力の流出につながり、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

コロナ禍から千葉県の経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠です。また、厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。

千葉地方最低賃金審議会においては、県内における労働者の生計費及び賃金を重視しつつ、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められています。

貴局におかれましては、重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく、下記の事項に取り組みされるよう要請するものです。



## 記

### 1. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

(1) 地域別最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。生存権を確保した上で、労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準への改善を目指した改定額が決定されるよう強い指導を行うこと。

なお、コロナ禍の収束が見通せない中、一部の産業・業種が厳しい経営環境下にあることは承知するものの、過去類をみない規模での各種政策支援により事業環境は支えられている。一方、最低賃金近傍で働く労働者は解雇や勤務日数の減少等により収入が激減するなど生活の困窮度は深刻さを増している。したがって、本年度は、公労使が最低賃金制度の果たす意義・役割を再確認した上で、最低賃金決定の三要素に基づく議論を尽くし、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる改定額が決定されるよう審議会運営に努めること。

(2) 雇用戦略対話での政労使合意(景気状況に配慮しつつ、全国平均 1,000 円を目指す)での確認に基づき、連合は早期に 1,000 円以上とすることをめざしている。千葉県においても、今年度の最低賃金は、県民が安心して暮らすためのセーフティネットとしての役割を果たすための金額とすることや、同一ランクの格差是正を視野に入れた審議となるよう指導すること。

(3) 中小企業・小規模事業者において労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と中小企業・小規模事業者への各種支援策について県内関係各所と連携をはかり、最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、周知徹底すること。

(4) 業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

### 2. 特定(産業別)最低賃金について

(1) 特定(産業別)最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃率を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。

このような特定(産業別)最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに

に、それぞれの産業を代表する労使の自主性と役割を尊重した審議会運営が図られるよう、指導を徹底すること。

(2) 適切な申し出がされている業種については「必要性あり」とし、具体的な金額審議については当該産業の労使に委ねるよう指導すること。

(3) 必要性の審議をするにあたり、当該業種からの意見陳述があった場合にはこの内容を考慮に入れた審議とすること。

### 3. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

(1) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。

とりわけ、

①最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。

②最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。

(2) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、県内の各自治体に対し、指導を強化すること。

以 上